

平成27年（行ウ）第16号 大東市市民会館談合損害等請求事件

原 告 光城敏雄外4名

被 告 大東市長 東坂浩一

原告準備書面（15）

平成29年7月18日

大阪地方裁判所 第7民事部2ハ係 御中

原告訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

弁護士 辻 公 雄

弁護士 豊 島 達 哉

弁護士 西 川 満 喜

第1 被告の主張に対する反論（善管注意義務違反について）

1 被告の主張

被告は平成26年4月25日の入札公告時点では、本館回収の設計等の担当部署である街づくり部建築営繕課は、建築確認に関し受託者株式会社建総研を開始日本確認検査センターの事前協議中であり、具体的に改修が必要な箇所については、未確定であった、そのため、入札期日の変更の決定権限を有する総務部契約課は、変更契約の要否も含めその内容について、街づくり部建築営繕課から伝えられておらず、よって入札期日を変更する理由もなかったため、変更しなかったなどと主張する。

2 しかし、上記被告の主張は、以下のとおり事実に反している。

3月下旬頃には、建総研は、大阪府建築主事から、建築関係法令に適合するためにはAからEまでの箇所を改修しなければ建築確認申請を出せないと指摘を受けたのだから、建総研から営繕課に対し上記指摘を受けた旨の報告があった時点で、営繕課は具体的に改修が必要な箇所、つまり、このままでは建築関係法令に適合しないことを知っていたものである。

そもそも、被告は、建総研に対し何を委託したのか、また、建総研から、営繕課を含む大東市に対し、本館改修工事に関する大阪府建築主事の指摘について、だれが、いつ、どのような内容の報告を受けた、また、建総研からの報告に対し、大東市は、いつ、だれが、どのような回答・対応をしたのかを明らかにすべきである（求釈明事項）。

そして、営繕課は、建総研から上記指摘・報告を受けたならば、建築関係法令に適合しない違法な工事の入札を実施することを防ぐため、ただちに本件入札に関する契約を担当する契約課に対し、上記指摘を報告しなければならなかつた。それにもかかわらず、営繕課は、契約課に対する上記指摘を報告することを怠つたものである。

また契約課は、営繕課の担当する本館改修工事の設計等の工事につき、本件入札が適法に実施されるよう善管注意義務を負っている。それにもかかわらず、営繕課から漫然と報告を受け、あるいは、報告すら受けず、本件入札の適法性について必要なチェックを怠つたものである。

したがつて、契約課は、本件入札が建築関係法令に適合するよう善管注意義務を負っているところ、遅くとも営繕課が建総研から上記報告を受けた3月下旬頃の時点で、上記善管注意義務を怠つたものである。

第2 損害について

原告準備書面（14）記載のとおり、本件原契約は建築関係法令に適合しない違法な工事である。本件原契約は、本件変更契約と一体として入札しなければ適法な工事の入札とはならない。

したがって、大東市長及び職員らは、当初から原契約と変更契約を一体とする適法な工事の予定価格を設定し、入札を実施すべきであった。しかし、一体として入札いなかつたことにより平成29年4月12日付原告準備書面（13）第4において、主張したとおり、損害が生じたものである。

以上